

## 1 月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和4年1月21日（金）
開催時間	午前10時00分
開催場所	市役所本館8階 第2委員会室
出席委員	中山 教育長 村本 教育長職務代理者 水野 委員 岩井 委員 藤井 委員
出席職員	田中副教育長・小山教育監・万代次長・木下次長・式教育政策課長・黒井学校教育推進課長・光岡人権教育課長・山本学務給食課長・打抜教育センター所長・松田生涯学習課長・谷桂青少年会館長・岸安中青少年会館長・吉川こども若者部長・目黒こども総合支援課長・西澤こども総合支援課長補佐

【中山教育長】 それでは、1月定例教育委員会を開催いたします。

本日は大変寒いですが、換気のために扉、窓を開けて風が通る状態で開催させていただきますので、ご了承ください。

本日の会議録署名委員に、村本委員を指名しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、報告事項の中で、この間の新型コロナウイルス感染症の状況等々につきまして、若干報告をさせていただこうと思っておりますので、その点ご理解よろしくお願いいたします。

また、本日は八尾市生涯学習センター条例の一部改正に関する議事を予定しておりますが、市長部局の八尾市こども総合支援センターの新設に伴う改正内容も含まれておりますことから、吉川こども若者部長、目黒こども総合支援課長及び西澤こども総合支援課長補佐にも出席していただいております。よろしくお願いいたします。

【中山教育長】 では、12月定例教育委員会会議録の承認について審議いたします。

委員の皆様、何かこれについて質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、12月定例会会議録について承認と決しました。

【中山教育長】 次に、教育長及び教育委員の報告に移ります。

まず、教育長報告ですけれども、お手元配付の資料のとおりでございます。ご確認ください。

(教育長報告)

12月22日(水)	定例教育委員会
12月23日(木)	学校訪問(南高安中学校・曙川南中学校)
12月24日(金)	12月市議会定例会本会議(第6日)
12月28日(火)	臨時部長会 令和3年度第2回八尾市総合教育会議
1月4日(火)	教育委員会事務局仕事始め式
1月5日(水)	部長会
1月7日(金)	令和3年度教育委員会教育長表彰授与式
1月12日(水)	学校訪問(高美小学校・高美南小学校) 令和3年度第8回行財政改革推進本部会議
1月13日(木)	学校訪問(美園小学校)
1月14日(金)	定例教育委員協議会 大阪府都市教育長協議会1月定例会
1月16日(日)	桂中学校50周年記念式典
1月18日(火)	学校訪問(竹渕小学校・亀井小学校)
1月19日(水)	学校訪問(永畑小学校)
1月20日(木)	学校訪問(桂小学校・高安小中学校・上之島小学校)

【中山教育長】 学校の状況ですが、校長先生方、大変頑張っていただいております。私  
もできる限り時間をつくって学校訪問しているところです。

昨日も3校訪問いたしました。感染対策を取りながら、子どもたち元気に活動してく  
れておりました。

【中山教育長】 委員の皆様から何かこの間の活動状況、感想等ありましたら、よろしく  
お願いします。

よろしいですか。月曜日には、オンラインで大阪府市町村教育委員会研修会がありま  
すが、よろしく願いいたします。

{議案審議}

【中山教育長】 それでは、議案審議に入らせていただきます。

議案1号「八尾市生涯学習センター条例の一部改正について市議会議案提出の件」につ  
いて審議いたします。

提案理由を松田生涯学習課長より説明願います。

【松田生涯学習課長】 ただいま議案となりました、議案第1号「八尾市生涯学習センタ  
ー条例の一部改正について市議会議案提出の件」につきましてご説明申し上げます。

本件は、八尾市生涯学習センター条例の一部改正について市議会に議案提出するにつき、  
教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第6号の規定により、委員会の議決をお願

いするものでございます。

提案理由についてでございますが、八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会の終了及び八尾市こども総合支援センターの新設に伴い、八尾市生涯学習センター条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは、お手元配付の八尾市生涯学習センター条例の一部改正新旧対照表をご覧ください。

改正の内容でございますが、第1条及び第2条において、こども総合支援センターの設置目的及び名称を定めるものでございます。

次に、第3条第3項において、こども総合支援センターの事業について規定するものでございます。

次に、第4条の2第4項において、こども総合支援センターの開館時間を、第4条の3第4項において、こども総合支援センターの休館日について規定するものでございます。

次に、文言整理としまして、第10条第2項中「、教育委員会」を削るものでございます。

次に、生涯学習センター学習プラザ運営審議会を令和4年3月31日をもって終了するにつき、第13条の審議会の設置及び第14条の審議会委員の委嘱についての2条を削り、第15条を第13条とし、第15条の2を第14条とし、第15条の3を第15条とするものでございます。

次に、委任の事項について、第16条中「健康プラザ」の次に「及びこども総合支援センター」を加えるものでございます。

次に、こども総合支援センターの設置工事に伴い、学習プラザ内の施設の一部について変更が生じるため、別表第1の(1)施設の使用料の表中、OAルームの項及び視聴覚室の項を削り、スタジオを第1スタジオに、ウェルネスコーナーを第2スタジオに改めるものでございます。

続きまして、お手元配付の「八尾市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」案の附則をご覧ください。

この条例は、令和4年10月24日から施行するものでございますが、第10条第2項の改正は公布の日から、第13条及び第14条を削り、第15条ないし第15条の3の、3条を繰り上げる改正につきましては、同年4月1日から施行するものでございます。

また、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会委員の項を削る規定を置くものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【中山教育長】 松田課長から提案理由の説明がありましたが、目黒こども総合支援課長、何か補足がありましたらお願いします。

【目黒こども総合支援課長】 そうでしたら、こども総合支援センターの概要について、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

このこども総合支援センターにつきましては、生涯学習センターの1階と4階部分に整

備を予定しております。

まず、このこども総合支援センターの基本的な理念ですが、一人ひとりに光が当たる切れ目のない支援の実現ということで、子育てへの不安、児童虐待、いじめ、不登校、子どもの発達など、家庭によってさまざまな課題を持つ子どもや保護者に対して、誰一人取り残さないように、子どもの育ちに合った切れ目のない支援を推進していくというところでございます。

次に、こども総合支援センターに必要な機能としましては、情報発信・交流・ネットワーク、子ども・子育て総合相談、子どもの発達相談、児童虐待相談、それから教育相談を予定しております。この教育相談につきましては、教育委員会と私ども市長部局と連携しながら、先ほど申し上げました児童虐待であるとか、いじめ、不登校、子どもの発達、それから家庭の様々な課題に対して、相談、支援を行っていきたいと考えております。

次に、施設の概要でございますが、1階部分につきましては、執務室としまして職員の事務所、親子が交流するコーナーのプレイコーナー、簡易な相談を受ける相談ブース、それから会議スペース、授乳室などを考えております。4階部分につきましては、親子教室などを行う場所としてプレイルーム、それから個別の相談を聞く部屋として相談室、また、4階のトイレには子ども達も利用するというので、子ども用便器の整備を考えております。

最後に、スケジュールですが、今から工事の入札、契約等を進めまして、4月11日から工事を始めたいと考えております。解体撤去などの1期目の工事が8月上旬まで、次に9月末ぐらいまでに内装、仕上げ等を大体終えまして、条例の施行期日が10月24日となっておりますので、その後、執務室等の移転作業も終え、10月24日に新センターのオープンの予定ということで考えております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

**【中山教育長】** ありがとうございます。この議案につきましては、教育委員会の八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会の終了に係る部分と、それから今、目黒課長から説明いただきました八尾市こども総合支援センターの新設に係る部分とに分けて質疑を行いたいと思います。

まず教育委員会の八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会の終了については、既に教育委員会議の中でやってきたことを、今回条例改正ということで議会に議案提出することになりますが、この部分について何か質疑がございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、もう1つの八尾市こども総合支援センターの新設について、委員の皆様、質疑等ありましたらよろしくお願いたします。

**【水野委員】** 子育て支援を総合的に展開されるということで、当然ですが、教育センター、学校現場との連携というのはますます充実していくということで理解しております。そのような捉えでよろしいでしょうか。

**【目黒こども総合支援課長】** 先ほども申し上げましたように、私ども市長部局と教育委員会、特に学校現場との連携というのは、今後ますます重要になってくると思いますので、

教育センターも含めて教育委員会との連携というのは今後ますます密にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【中山教育長】 水野委員、よろしいですか。

【水野委員】 教育機会確保法やチーム学校の答申、令和の学校教育の答申等を実行していただくと捉えました。ありがとうございます。

【中山教育長】 生涯学習センター学習プラザについては、岩井委員は立ち上げのときから関わってこられました。1階、4階が様変わりするということで、何かございますか。

【岩井委員】 1階、4階がこども総合支援センターで主に使われるということですが、学習プラザもまた改修されて、今までどおりやられていくということですので、こども総合支援センターができてよかったと思っております。

【中山教育長】 松田課長、その点で何か補足がありましたらお願いします。

【松田生涯学習課長】 生涯学習センターを管理する立場から、今回こども総合支援センターが設置されるということで、いろいろと変更される部屋の部分がございますので、しっかりと管理させていただきたいと考えております。

併せまして、工事の期間中、学習プラザは一旦、利用者の安全対策の観点から休館する形を取ります。その間も引き続き、生涯学習センターの事務的な部分につきまして、担当課としてしっかりと対応していくという形で調整させていただいております。

以上でございます。

【中山教育長】 岩井委員、よろしいでしょうか。

他の委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、採決に移らせていただきます。この議案第1号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第1号「八尾市生涯学習センター条例の一部改正について市議会議案提出の件について」は、原案どおり可決いたしました。

#### {報告事項}

【中山教育長】 それでは、報告事項に移らせていただきます。

本日の報告事項のうち、報告事項の③いじめの重大事態事案への対応につきましては、

八尾市個人情報保護条例第 14 条第 1 号の当該個人の正当な権利、利益を侵害する恐れがあると認められるため、公開可能な時期が来るまでは非公開とすべき内容となっております。また、報告事項④学校給食についてにつきましては、関係資料が八尾市情報公開条例第 6 条第 4 号の規定により、公開可能な時期が来るまでは非公開とすべき文書となりますので、この 2 件につきましては非公開とさせていただきます。委員の皆様、それによろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 それでは、全委員異議なしと認めます。よって報告事項③及び④については非公開とすることといたします。

では、就学に関する制度について、式教育政策課長より報告願います。

【式教育政策課長】 それでは、就学に関する制度についてご報告させていただきます。

本件につきましては、12 月定例教育委員会で小規模特認校制度と指定校変更の弾力的な運用についての制度の概要と、小規模特認校における特色ある取組み内容についてご報告させていただき、委員の皆様から様々なご意見等を頂戴したところです。

また、12 月 28 日に開催されました、第 2 回八尾市総合教育会議におきましても、就学に関する制度が議題に取り上げられ、市長部局と教育委員会が共に共通認識のもと、つくり上げていく制度として内容を深め、活発な意見交換や確認を行ったところであります。

これまでの議論を踏まえまして、制度設計については一定まとまりましたので、12 月の定例教育委員会や総合教育会議でご提示させていただきました内容を基に、教育委員会規則等に位置づけ、2 月の定例教育委員会で就学に関する制度等に係る規則の議案審議を行い、3 月の文教常任委員協議会で報告する予定で準備を進めております。

本日は、これまでいただいたご意見等も踏まえまして、制度導入までの具体的なスケジュール案をご説明させていただき、また 2 月の議案審議に向けた制度についての最終確認をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

資料は、就学に関する制度導入までのスケジュール案をご覧ください。

令和 3 年度は制度の検討ということで、記載の内容は今ご説明させていただいたとおりでございます。

そして、令和 4 年度につきましては、令和 5 年 4 月からの適用開始に向けて、制度の周知と手続関係について記載をさせていただいております。この制度の周知については、教育委員会議や総合教育会議の中でも、全ての市民に理解していただく工夫や保護者目線ではなく子ども目線での啓発の必要性など、様々なご意見を頂戴したところであり、4 月から 8 月までの制度の周知期間には、子どもや保護者を惹きつける分かりやすい周知、PR を心がけ、市政だよりやホームページでの発信のほか、特認校については学校ごとにリーフレットを作成し、6 月から 7 月頃には説明会や見学会を開催する予定で考えております。

また、9 月には令和 5 年 4 月に新小学 1 年生、新中学 1 年生になる児童生徒宛てに、制度を分かりやすく説明した新入学に関する案内を送付する予定をしておりますが、こうした様々な制度の周知の機会を捉えまして、児童生徒や保護者の中で偏見や差別意識が生じ

たり助長したりすることのないよう、差別を許さない、見逃さない人権の啓発についても併せて行ってまいりたいと考えております。

その後、指定校以外の学校を希望される方については、10月に申請手続を行っていただき、11月中に就学校の決定、12月には就学通知を送付する予定で考えております。

また、1月、2月には決定した学校での入学説明会が開催されますので、ご参加いただき、4月に入学といったスケジュールという流れになります。

なお、資料の下段には学校や教育委員会事務局の動きを記載しておりますが、小規模特認校については他校区から通ってみたい、通わせたいと思っていただけるような魅力・特色を打ち出していくことが重要であると考えており、大学との連携や民間事業者との連携なども含め、小規模特認校の導入を予定している桂中学校区、高安小中学校区においては、令和5年度からの特色ある学校づくりの取組みに向けた準備を進めつつ、これまで行ってきた特色ある取組みについても継続して行い、そのことを広く市民に発信してまいりたいと考えております。

また、新1年生の受け入れ人数により、学校によってクラス数の増減があり、学校運営への影響については教育委員の皆様や学校からもご心配の声や、丁寧な対応が必要であるとのことをご意見を頂戴してきたところです。事務局としましては、学校運営が円滑に行えるよう、受け入れ人数については一定の配慮が必要であるため、上限を設けていること、また設定にあたっては6月～8月頃に学校と協議して、9月の新入学の案内送付までに決定していきたいと考えているところです。

以上が就学に関する制度導入までのスケジュール案の説明でございます。冒頭ご説明をさせていただきましたとおり、2月の教育委員会議では小規模特認校制度及び指定校変更の弾力的な運用を位置づけた規則等を議案審議いただきたいと考えており、その採決をもって制度の決定としてまいりたいと考えております。

その他、細かな運用面等の取り決めについては、規則ではなく要綱などに位置づけた上で、令和5年度からの制度導入に向けてしっかりと進めていきたいと考えております。

報告は以上です。

**【中山教育長】** この後、委員の皆様からご意見いただきますが、これまで教育委員の皆様や学校からいろいろとご意見をいただいて検討を重ねてきたこの小規模特認校制度と指定校変更の弾力的な運用につきましましては、令和5年4月から導入していくということで、いよいよ来月2月の教育委員会議でそれぞれの制度を位置づけた規則等を議案審議する運びとなりました。

本日は、制度についての最終確認を行って、2月の議案審議に繋げていければと考えています。12月の定例教育委員会、また総合教育会議における市長との協議においても説明いただき、繰り返しになりますが、改めてここでもう一度、制度の概要について事務局より説明いただけますか。

**【式教育政策課長】** これまで検討を進めてまいりました小規模特認校制度と指定校変更の弾力的な運用の大枠の部分をご説明させていただきます。

小規模特認校制度ですが、平成22年7月の八尾市立小・中学校適正規模等審議会答申

で示された、小規模な学校に対する方策の一つでありまして、学校規模の小規模化に歯止めをかけ、魅力ある学校づくりを推進しながら、保護者の学校教育への関心を高め、学校や地域の活性化に繋げていくことを主な狙いとして、市内全域から子どもたちが通えるようにするという制度でございます。

この制度を導入していく学校は、先ほども申し上げましたとおり、他の中学校区に比べ小規模化が進んでいる桂中学校区の桂小学校、北山本小学校、桂中学校及び高安小中学校の4校を予定しているところでございます。

他校区から通ってみたいと思っただけのような魅力と特色につきまして、学校ともこの間、様々協議を進めているところですが、桂中学校区につきましては、「子どものキャリア発達を支援」をコンセプトとして、また、高安小中学校区につきましては「グローバル人材の育成」をコンセプトとして、それぞれ特色ある教育活動を展開していきたいと考えており、引き続き学校とも調整をしながら制度導入に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

もう一つの指定校変更の弾力的な運用でございますが、こちらにつきましては、通学距離や通学時間等の負担の軽減、子ども一人ひとりに適した環境で個性や能力を一層伸ばしていくことを狙いといたしまして、現住所に基づく就学指定校に通っていただくということは、引き続き原則としつつ、小学校入学時には自宅から近い学校を選択することができる、中学校入学時には隣接する校区の学校を選択できるようにするというものでございます。

なお、学校運営等の影響の観点から、受け入れ人数につきましては一定上限を設けていきたいと考えているところでございまして、保護者、児童生徒のニーズに少しでも応えていくというところを考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

これらの2つの制度につきましては、令和5年4月から導入し、子どもたちの就学環境の充実に繋げてまいりたいと考えております。

説明については以上です。

**【中山教育長】** 小規模特認校制度については何度も申し上げますが、小規模対策として必要であり、指定校変更の弾力的な運用につきましては、例えば距離や部活動の問題などの様々なニーズを保護者からも聞いておりまして、少数ではあるものの、そういう保護者や子どもたちの思いに応えていくということ、今後運用が始まっていく中で見直していかなければならない部分もあるかとは思いますが、まず令和5年4月にはこのような形でスタートさせていただいて、今後も皆様のご意見を受けとめていきながら対応していきたいというのが、ここまで進めてきた我々の考えです。

長くなりましたが、この制度について教育委員の皆様にも最終確認ということですので、これまで議論していただいたことや、12月28日の総合教育会議での市長との意見交換等も含めまして、ご意見等あれば、最終の確認ということでお願いできればと思いますので、よろしく申し上げます。

**【村本教育長職務代理者】** 制度導入までのスケジュールについて、9月に新入学に関する案内が送付され、10月に申請手続を行うとのことですが、保護者や子どもがこれら制

度を使って指定校以外の学校を選ぶときの学校の情報は具体的にどのようなものがあるのか、現時点で考えておられる予定も含め、説明いただけますでしょうか。

【式教育政策課長】 この制度を開始するにあたりまして、保護者や子どもたちがどのように情報を知ることができるのかということをございます。

説明の中でもございましたように、まず特認校制度につきましては、ほかの校区からこの特認校に進学したいと思っただけのようにというところで、広く市内全域から通っていただくということですので、特認校の特色ある取組内容等を記載したリーフレットを作成し、配布させていただきたいと考えているのと、加えて、ホームページ等によりまして、4月以降に随時この特色ある取組みを発信していくとともに、6月、7月頃にはこのスケジュール案にもございますように、特認校に関する説明会や見学会も開催してまいりたいと考えております。

そのほか市政だより等の媒体も活用しながら、情報を市民の皆様、保護者や子どもたちにお届けしてまいりたいと考えております。

また、指定校変更の弾力的な運用につきましては、4月以降に随時ホームページ等で各学校の児童生徒数や学級数、学校の概要、歴史や学校ごとに取り組まれていること、めざす子ども像など、小中一貫教育という取組みの中で、各学校で設定しておられますので、そういった情報につきまして、保護者の方や子どもたちが確認できる形で整備してまいりたいと考えているところをございます。

【中山教育長】 村本教育長職務代理者、いかがでしょうか。

【村本教育長職務代理者】 この指定校の変更の弾力的な運用については、特認校のように学校見学会や説明会は開催されないということでしょうか。

【式教育政策課長】 特認校については特色ある取組みをしていく中で広く市内全域からということですので、説明会、見学会は開催させていただきますけれども、指定校変更の弾力的な運用につきましては、基本、現住所に基づく就学指定校を原則として考えており、その中で一定のニーズに応じていくということと考えております。そのため、現時点では、見学会や説明会は開催しない想定ではおりますが、先ほどご説明させていただきましたような学校情報につきましては、確認いただけるように発信していきたいと考えているところをございます。

【中山教育長】 よろしいでしょうか。

【村本教育長職務代理】 はい、分かりました。

【中山教育長】 他の委員の皆様、何かありましたら、お願いします。

【藤井委員】 スケジュールについて2点確認をさせていただきます。

10月の申請手続について、住所地に基づく指定校を希望する者は、何も手続をしなくてもよいということで、小規模特認校制度または指定校変更の弾力的な運用を使って指定校以外の学校を希望する方のみの手続でいいという理解でよろしいでしょうか。

あともう1つですが、これまでの会議で受け入れ人数以上の申込みがあった場合には抽選が行われるということだったと思いますが、抽選はいつ頃を予定されていますでしょうか。お願いします。

【式教育政策課長】 まず1点目の申請の手続スケジュールにつきましては、10月と記載しておりますが、委員が今おっしゃっていただきましたように、小規模特認校制度や弾力的な運用を使って指定校以外の学校を希望する方のみ、この申請をしていただくこととなります。

抽選につきましては、申請の手続期間が終了した後に抽選を行いまして、就学校の決定という流れになってまいります。具体的な日程については、まだ確定しておりませんが、予定といたしましては10月下旬か11月上旬あたりに行うことになるかなと想定しております。

【中山教育長】 藤井委員、よろしいですか。

【藤井委員】 分かりました。あと、資料ですけれども、会議資料として簡潔にまとめられていますが、今後、保護者に手続の流れを含めて周知していく場合には、もう少し詳細な部分も含めて分かりやすいものを準備していただければと思います。

【式教育政策課長】 制度の周知ということで、このスケジュール案の中で、新入学に関する案内送付というところも記載をさせていただいておりますが、学校に関する情報の発信と併せて、この制度につきましても、今までにない制度をこれからやっていくこととなりますので、どういう狙い、どういう手続きで実施されていくのかといったことにつきましては、案内等を使って、保護者や子どもたちがきちんと知った上で、制度を利用するかどうかということも判断できるように周知を図ってまいりたいと考えております。

【中山教育長】 よろしいでしょうか。

他の委員の皆様、ご意見ありましたらお願いします。

【水野委員】 年末の総合教育会議でも議論はしたんですが、小規模特認校については、やはり特認校に子どもたちが通ってみたい、それから保護者が通わせたいと思うような魅力をしっかり打ち出すということがすごく大事で、先ほど藤井委員の質問にも答えていただきましたが、例えばホームページやリーフレット等での市民への発信ということが大事かと思えます。

また、昨今のコロナもそうですが、学校を取り巻く様々な状況が複雑化しているということと、子どもたちも様々なダイバーシティ、多様性という言葉で尊重していこうということが世界的な潮流になってきており、そういった意味では、社会総がかりで対応してい

くということが求められていると感じます。そう考えると、小規模特認校になる予定のところでは、今まで既にやっていただいた部分もあると聞いていますが、学校だけではなくて、例えば企業や大学と連携しながら、八尾ならではの教育というものを打ち出していくということが本当にすごく大事で、キーポイントになっていくのかなと思います。

そのあたり、どう進めていくのか、今一度確認させていただければと思います。

以上です。

【中山教育長】 水野委員がおっしゃった、八尾ならではの教育を打ち出していくという点につきまして、黒井学校教育推進課長から、説明願います。

【黒井学校教育推進課長】 八尾ならではの教育を打ち出していくということで、今までも桂中学校区とか高安小中学校区でやってきていることもあるんですが、改めてこの小規模特認校制度の導入にあたってというところで、この間、検討の中でも幾つかはお伝えしている部分もあるんですが、改めてお答えさせていただきます。

大学や企業等との連携については、例えば高校や大学からゲストティーチャーとして授業に参画をいただいたり、学習支援にも関わっていただくということを考えているところなんです。

キャリア教育の視点としましても、校外学習として大学のキャンパスを訪れて研究室等の見学等も実施していきたいと考えております。

あと、地域の方や地元企業の方々の授業への参画であったり、地元企業の工場見学など、そういった体験学習の実施というのも考えておるところです。

これまでやってきたものもあるんですけども、このように外部人材であったり、大学・企業等との連携というのも積極的に図りながら、両校区の特色をさらに推進していきたいというふうに考えておるところです。

【中山教育長】 水野委員、よろしいですか。

【水野委員】 ありがとうございます。

【中山教育長】 他にご意見等あればお願いします。

【岩井委員】 令和4年度には制度の周知や手続きを開始していくということで、先ほど事務局からの説明にもありましたが、制度の導入にあたっては、新たな偏見や差別が生じることのないように、様々な機会を通じて人権教育や啓発に取り組んでいただきたいと思います。

そのあたり、現時点において何か考えておられるようなことはありますでしょうか。

【中山教育長】 岩井委員おっしゃることはとても大切なことで、この点について、小山教育監、説明お願いします。

【小山教育監】 各学校におきましては、従前より差別や偏見を許さない人権教育に取り組んでおります。制度の運用にあたりましては、保護者の人権意識も大いに関わってくるかなと考えております。

今後、人権教育の充実に努めることであつたり、教職員研修等の機会を通しまして、各学校における保護者啓発のあり方について、共有することであつたり、改めて保護者啓発の大切さということにも各学校等に周知していきたいと考えているところです。

【中山教育長】 岩井委員、いかがですか。

【岩井委員】 真摯にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

【中山教育長】 他の委員の皆様、他にございませんか。よろしいでしょうか。

これまで様々な会議の中でいただいたご意見については、しっかりと事務局も受け止めて、今後、制度導入、運用の中でそれらを踏まえて取り組んでまいります。

2月の定例教育委員会で規則等を定めていく形で議決していきたいと思いますので、引き続き今までのご意見も踏まえてご検討いただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

【中山教育長】 事務局、補足はありませんか。よろしいですか。

そうしましたら、この件については以上で終わらせていただきます。

それでは次に、「令和3年度4月から12月末までの八尾市のいじめの状況について」、光岡人権教育課長より報告願います。

【光岡人権教育課長】 それでは、「令和3年度4月から12月末までの八尾市のいじめの状況について」、お配りしております資料に沿ってご報告いたします。

なお、本報告におきましては、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含んでおります。

それでは、資料の「いじめの認知件数」の表をご覧ください。この表は、昨年度と今年度の4月から12月末までのいじめの認知件数を並べてお示ししております。

今年度の小学校の認知件数は1,956件、中学校の認知件数は209件となっており、八尾市全体では2,165件となっており、昨年度同時期と比較すると全体でやや増加傾向にあることが分かります。

続いて、「いじめの態様別認知件数」の表をご覧ください。いじめ被害の内容として、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」と回答した児童生徒が、小中ともに最も多くなっており、各学校での積極的認知が進んでいることが伺えます。

また、「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」と回答した児童生徒は、小学校よりも中学校のほうが全体に占める割合が高くなっております。

しかしながら、小学校低学年のうちからスマートフォン等の通信機器を所持する児童もおり、通信機器や匿名性の高いSNSの活用について、学校と家庭が連携して学習を進めていく必要があると考えます。

最後に、「いじめの発見のきっかけ」の表をご覧ください。この表は、12月末までに認知されたいじめを、どういう経緯で学校が知ることになったかについてまとめたものでございます。

これまでご報告しておりますとおり、発見のきっかけは、アンケート調査など学校の取組みにより発見されることが最も多くなっております。アンケート調査により認知されたいじめは、学級担任等が中心となって既に対応しているケースが大半ですが、アンケートを実施することで、児童生徒が自分の気持ちを表出しやすく、教職員が児童生徒の気持ちをキャッチしやすいという点では、記名式のアンケートを実施する一定の効果はあると考えます。また、小学校よりも中学校において本人や本人以外の児童生徒からの訴えの割合が高くなっていることから、様々な教職員が児童生徒や保護者と関わることも、児童生徒の訴えをキャッチすることに効果的であると考えております。

人権教育課においては、今回の結果を校長会等で周知するとともに、今後の学校へのいじめ対応の指導助言等に活かしてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

【中山教育長】 この件に関しましては、継続して年に3回報告いただいておりますが、委員の皆様、質疑等ありましたらお願いします。

【水野委員】 いじめへの対応というのは、教育課題の中で最優先で対応していかなければならない案件だと思っております。いじめ防止対策推進法という法律もあり、児童等は、いじめを行ってはならない、連携して対処するといったことをしっかり定めてあります。

報告では、去年よりも件数が増えたということですが、一斉休校等の影響もあるかなと思っております。いじめがある程度あるのは仕方がないと言っているつもりは全然ありませんので誤解なきようお願いしたいんですが、世界的に見て、いじめというのは本当に起こっている問題でして、2020年の研究を見ても、世界的規模でいうと日本を含むアジアは、それほど実はいじめの件数は多くないんです。ただ背後に、今、光岡課長言われたように、訴えられないとか、SOSを求められない、相談できないというところがあって、アンケートをやっていただいて記名式でも本人が書いてるということは、それはそれでとても大切なことかなと思います。

ただ、「いじめの発見のきっかけ」で「地域の住民からの情報」以下の項目は該当がないので、やはり本人からどのように助けを求められるようにしていくかということも、本当に考えていかなければいけないと思います。

「本人からの訴え(アンケートを除く)」でも、小学校で98件、中学校で21件、訴えておられるので、しっかりそのあたりも対応していくということも、今後、非常に重要になると思います。

とにかくチームでやっていくということで、引き続きいじめの予防についても様々な対応していただけるようお願いいたします。

以上です。

【中山教育長】 他の委員の皆様、いかがですか。

【岩井委員】 9月の定例教育委員会で1学期の終了時点でのいじめの状況、今回は2学期を終えた時点での状況ということで、いつも丁寧に報告していただき、ありがとうございます。

感想ですが、長引くコロナ禍、また今の急激なコロナの感染拡大状況を考えますと、学校ではこれまでずっと子どもたちの心や体の状況がどうなのか、いじめについてもアンケート調査などの取組みをする中で、積極的に状況把握に努め、いつも以上に非常に丁寧に対応していただいていると思って、ありがたく思っております。

以上です。

【中山教育長】 他の委員の皆様、いかがですか。

【村本教育長職務代理者】 この表を拝見しますと、令和2年より3年のほうが件数が増えておりますが、皆様いろんな取組みをしていただいておりますし、私も参加させていただきました傍聴者教育で、受講している児童生徒の姿勢から見まして、悲観的な数字ではないように思っております。といいますのは、私どもの会社で品質管理のISOを導入しましたときに、導入した当初は不適合、品質に問題があるということですが、それがすごく増えたのを記憶しております。ISOのコンサルタントの指導で、今までは報告をしなかったような些細な不適合まで報告をするようになったからなんです、児童生徒も、いじめ問題の教育を受けて問題意識が高くなり、今までは先生に報告をしなかったような事象まで報告をするようになったからではないかと思っております。これは改善の芽と思っております。

傍聴者教育を受講している児童生徒の姿を思い返しますと、増えた数字は改善される前触れだと確信いたしております。引き続きしっかりと取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

【中山教育長】 貴重なご意見ありがとうございます。他の委員の皆様、よろしいですか。ないようでしたら、私から1つ申し上げます。

光岡課長の報告中、「いじめの態様別認知件数」で、8番の「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の中学生の割合が増えているとありましたが、小さいときから、小学校のときからそういう機器を手にするが増えてきた傾向であるという報告があったんですが、今我々は子どもたちの将来を見据えてGIGAスクールということで、もう全員が学校で手元に持っているわけで、以前からずっと八尾では情報リテラシーについては、教育センターが中心になって取り組んできましたが、今後も力を入れていかなければならないと思っております。

打抜教育センター所長、この点について一言いただけますか。

【打抜教育センター所長】 今、お話にもございましたように、児童生徒1人1台端末ということで、子どもたちの手元にICT機器がございますが、教育センターとしましても

教職員対象に情報モラル教育の推進ということで、今までも教職員研修を行ってまいりましたが、今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

【中山教育長】 どうかよろしく申し上げます。

教育委員会の全ての所属が連携して、しっかりと子どもたちを見守っていきたいと思います。

他の委員の皆様、よろしいでしょうか。

そうしたら、この件についてはこれで終わらせていただきます。

次に、「小中一貫教育推進事業について」、打抜教育センター所長より報告願います。

【打抜教育センター所長】 教育センターより小中一貫教育推進事業の今年度までの成果と課題、及び来年度以降の小中一貫教育の方向性についてご説明いたします。

平成 30 年度の準備期から、令和元年度をスタート期として、各中学校区において「めざす子ども像」を設定し、中学校区内の学校で一体的に子どもたちを育ていく共通認識のもと、小中学校で行う教育内容の量的・質的な変化による新しい生活への不適應、いわゆる中 1 ギャップや、学習のつまずきを防ぐため、小中学校の教職員が一体となって小中一貫教育に取り組んでおります。

今年度は小中一貫教育推進事業の評価・改善期として、学識とこれまでの事業についての成果と課題について整理するとともに、中学校区の「めざす子ども像」に基づき、中学校区内の学校の一体感を醸成する様々な取組みについての総括を行い、来年度以降の方向性の策定を進めております。

これまでの小中一貫教育推進事業の成果と今後の課題について、大きく 3 点にまとめてご説明いたします。資料 1 左側の欄の「取組み成果」をご覧ください。

1. 小中一貫教育推進のための組織体制の構築、2. 児童生徒間交流や教職員間交流の定期的な実施、3. 小学校と中学校 9 年間を見通した学びの共有の 3 点を、各中学校区で子どもたちの学びに向け推進し実現できていることが事業成果でございます。

「今後の取組み課題」につきましては、管理職や小中一貫教育担当教職員以外の教職員が義務教育課程 9 年間を見通した教育活動の実施への意識をさらに高める点、ICTを活用した児童生徒間交流、教職員間交流や地域人材等による交流を盛んにすること、中学校区通信や学校ホームページなどの活用をさらに進め、家庭や地域への情報発信を強化することが考えられます。

次に、「今後の小中一貫教育の方向性」についてご説明いたします。資料 2 の下から 3 つ目の囲みをご覧ください。

1. 「めざす子ども像」の実現に向けた教育、2. 就学前施設と連携して、9 年間を見通した中学校区組織体制の構築、3. 児童生徒間交流・教職員間交流の更なる充実、4. 中 1 ギャップの克服と豊かな人間性の育成、5. 地域と共に歩む、信頼される学校づくりの 5 点を考えています。

これら 5 つの方向性を推進するための取組みと、これまでの小中一貫教育の取組みの成果を融合させながら、小中学校共通の「めざす子ども像」の実現を図るために、9 年間を見通したカリキュラム編成して、それに基づき行う系統的な教育を進めることが、今後八

尾市の小中一貫教育推進の方向性になると考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【中山教育長】 八尾市の小中9年間を見据えての教育の推進ということで、平成30年度が準備期で、令和元年度から丸3年、基本方針に則ってきた総括という形で報告いただきました。

まだまだ今後もこの9年間を見据えての教育というのは続けていくところなので、資料2にあるように、今後どう進めていくのかということも含めて、しっかりと現場と協働して進めていきたいと思っていますところでは。

委員の皆様、何かご意見等ありましたら、お願いします

【岩井委員】 私も学校訪問させていただく中で、実際に小中一貫教育の成果とを感じる場面に出会うことができました。その時の様子はこの会議で以前に報告させていただきましたが、例えば11月に美園小学校で、八尾市ICT研究推進校の中間報告会があった際には、参加者は市内の先生はもちろん、小中一貫教育で授業研究を中学校区で進めているということもあって、久宝寺小学校と久宝寺中学校の先生方、校長先生はじめ全員が参加しておられました。そのときの研究テーマは、「授業改善プラス支援教育」ということで、ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりの中に、ICTを活用していこうと研究を進めておられました。授業におけるICTの活用については、これからどんどん研究を進めていかなければならないところでもありますので、9年間を見通したカリキュラムづくり等、今を基盤にして小中の先生方が一緒になって研究をして、さらに充実、発展させていってほしいと願っております。

【中山教育長】 貴重な意見ありがとうございます。事務局でしっかりと進めていけるようよろしくお願いします。

他の委員の皆様、いかがですか。

【水野委員】 小中の連携ということも、令和の学校教育の答申にもしっかり書かれていますし、学習ログということで、一人ひとりの子どもたちの学習の形態が、ロイロノートとかTeamsで先生方が分かるので、それによってどこでつまづいているのか、例えば小学校2年生ぐらい、それから小学校4年生ぐらい、また数学であれば中1の正の数、負の数等、やはりつまづくポイントというのがあると思うんです。そのあたりを一人ひとり正確に見ていくことで、もちろん今すぐというのはとても難しいでしょうがその子に合った学習を提供していくことが多分これからできるようになると思います。

算数、数学、また国語もそうですが、今後、本当に深い学びに特化していくと思います。先般実施されました大学共通テストも今後かなり思考力が問われていくようになってくると思います。ですから、データを提示され、それを考察するといったときに、教科横断的にやっていかなければならない部分がありますので、ぜひこの方向を充実させていただければと思います。先ほど岩井委員がおっしゃったユニバーサルデザインということも、結局全部そこに収斂していくというか、つまり一人ひとりの子どもに優しい授業ということが

多分可能になってくると思います。それによって授業の中で特別支援をやり、生徒指導もやり、それによって一人ひとりの学習成果が、自分との競争で伸びていくというような、多分そういうイメージが令和の学校教育かと、答申を読んでいて思います。私も八尾の学校に関わらせていただいて、本当に小中の先生方の交流が促進されているということはすごく感じますので、また引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

【中山教育長】 他の委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、この件についてはこれで終わらせていただきます。

報告事項3及び4につきましては、先ほどお諮りしたとおり非公開で行いますが、冒頭で申し上げましたとおり、この間の新型コロナウイルス感染症の八尾市の学校等々の状況について、山本学務給食課長から報告していただきますので、よろしくお願ひします。

【山本学務給食課長】 それでは、学校における新型コロナ感染症の拡大防止対策等についてご報告いたします。

八尾市内や大阪府内の新規発生状況と比例しまして、学校関係者におきましても新規感染者が急激に増加しております。

学校におきましては、児童生徒、教職員のマスクの着用をはじめ、手洗いの徹底、健康観察、教室等の換気、校内での清掃・消毒作業、アクリル板を設置するとともに、給食、昼食、給水時におきましてはマスクを外すときには特別教室と普通教室の分散や、市松模様に着座するなど、十分距離を取る対策を取り、感染防止対策に努めております。

市内の感染状況を受けまして、これまでの新型コロナ感染症対策の通知に沿った基本的な感染予防の徹底、校内における小まめな換気、校内にウイルスを持ち込まないように、同居の家族に発熱や風邪症状等の体調不良があるときは登校を見合わせるなど、働きかけを改めて周知し、各取組みを進めております。

ただ、新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増し、第5波を大幅に超える状況にあります。このため、子どもたちの感染防止の緊急対応としまして、学校、青少年会館、教育センター等で勤務する教職員、指導主事、市職員等に対し、来週以降、整備の整った施設から定期的にPCR検査を実施してまいります。

なお、本市における新規陽性者が減少傾向になるなど、状況を見て終了時期を決定してまいりたいと考えております。

本事業の対象者は、教職員をはじめ、指導主事、青少年会館職員、介助員、特別支援教育支援員、日本語通訳、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、NET、シルバー人材センター委託の受付員等、市立学校で在籍する児童生徒の学校教育活動や相談業務等において対面接触の機会を有する者を予定しております。

定期的にPCR検査を実施し、教職員等が感染不安なく自信を持って児童生徒に向き合えるよう、本事業を円滑に実施し、児童生徒、保護者の安心、安全、信頼に繋げてまいりたいと考えております。

また、小中学校におきましては、この間、臨時休校1校、学年閉鎖2校、学級閉鎖延べ13校13クラスで実施しております。

引き続き感染対策を講じながら取組みを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

【中山教育長】 今報告がありましたように、子どもたちに関わる教職員全ての方々のPCR検査を当面実施していくということで、詳細につきましては業者との調整等々もあるので、また決定次第、委員の皆様にも報告させていただきます。学校長には校長会を通じて一報入れている段階で、今後、整ったところから進めていくことになるかと思えます。

委員の皆様、質疑等ございませんか。

ないようですので、本報告についてはこれで終わらせていただきます。

なお、報告事項3及び4につきましては、先ほどお諮りしたとおり非公開で行いますので、傍聴の皆様、申し訳ありませんが、ご退場いただきますようよろしくお願いいたします。

(以下、非公開報告)

【中山教育長】 それでは再開させていただきます。順番が入れ替わりますが、引き続き、「学校給食について」、山本課長より報告願えますか。

【山本学務給食課長】 学校給食について、報告2点ございます。

まず1点目ですが、「中学校全員給食の実施について」、ご報告申し上げます。資料をご参照ください。

中学校全員給食につきましては、令和2年10月の定例教育委員会において、財政状況を加味しながら開始を目指し、取組みを進めている実施方針が議決され、この間、各中学校や関係部局との協議・調整を進めております。

1、実施方式につきましては、現行の選択制給食と同様の民間調理場を活用したデリバリー方式とし、調理・配送等業務の委託先については複数社を予定しております。

次に2、提供方法につきましては、主食と主な副菜につきましては、現行の選択制給食と同様に弁当箱方式で提供する一方、汁物・冷菜につきましては、現行の選択制給食では、個別容器による提供でございましたが、温度管理の一層の徹底と献立のバリエーションを広げるとともに、調理委託業者選定において競争性を確保する観点から、全員給食におきましては学級ごとに食缶で提供し、教室で食器に盛りつける方式といたします。

次に、3の年間実施日数につきましては、市として給食を実施する約170日から、各学校が行事等を勘案し、160日程度の実施日を決定していただきます。

次に、4の給食費につきましては、現在検討中ではございますが、食材費の高騰が続く中、平成28年1月の選択制給食開始時から、1食310円で据え置いており、改定の必要性は高いものと考えております。

また、徴収方法につきましては、現行の予約システムをカスタマイズすることで中学校において徴収する事務を極力避けてまいりたいと考えております。

次に、5の実施開始は、令和5年9月を予定しており、再加熱室・配膳室等の整備関連

で令和4年5月から順次各校と設計協議、11月からは順次工事実施を予定しております。

また、調理業者選定におきましては、安全・確実・効率的に給食業務を実施していくための教職員との意見交換についても実施してまいりたいと考えております。

生徒の体力低下や、肥満傾向の生徒数が増加の兆しが見込まれる中、成長期にある全ての生徒に栄養バランスの整った給食を提供し、心身ともにわたる健やかな育成を目指してまいりたいと考えていますので、よろしく願い申し上げます。

次に2点目、小学校給食費改定について報告いたします。資料ご参照ください。

一昨年度から新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、子育て世代の経済的な負担が増える給食費改定につきましては、慎重に対応する必要があると考え、実施時期、改定額については慎重に検討を重ねてまいりました。

ただ、小学校給食費をめぐる現状は、ここ数年来、燃料費や人件費の高騰に伴う食材費の高騰を受けるとともに、物価動向も令和6年度に向け2.04%上昇する見込みであります。

食の重要性が増す中、栄養バランスの整ったバリエーション豊かな献立の給食を安定的に提供できるよう、月額300円の増額をしてまいりたいと考えております。

また、先日1月17日の学校給食会理事会におきましても、改定案をご承認いただいたところでございます。

一方、資料裏面のとおりに、コロナ禍における影響が継続する中、小学校給食費改定による保護者負担増を回避するための緊急的な取組みとして、令和3年度の5か月分に引き続き、令和4年度においても、令和5年3月までの1年間、小学校給食費の無償化を延長してまいりたいと考えております。

小学校給食費の無償化の正式決定につきましては、3月市議会定例会において、関連予算の議決後になります。3月23日が最終本会議の予定ですので、保護者への周知につきましては、3月24日の修了式に文書配布を予定しております。

報告は以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

**【中山教育長】** 中学校給食の給食費等々についてはこれからまだ検討していきますが、小学校給食については、ずっと懸案になっていた値上げがずっとできなかったもので、今回、市長部局とも協議の上で上げる方向で今進めてくれています。

あと確認ですが、延長となる無償化については、値上げ分を含めてということでしょうか。

**【山本学務給食課長】** 値上げ分も含め、小学校給食費の無償化を延長してまいりたいと考えております。

**【中山教育長】** 委員の皆様、この件につきまして質疑等ございませんか。

ないようですので、本報告についてはこれで終わらせていただきます。